

平成 28 年度 第 1 回 大山崎町総合教育会議次第

日時 平成 28 年 8 月 19 日(金)

午後 1 時 30 分から

場所 大山崎町役場

3 階 中会議室

1 開会

2 町長挨拶

3 協議・調整事項

大山崎町放課後児童健全育成事業「放課後児童クラブ(留守家庭児童会)」の
運営について(事故の概要報告等と事故防止策の徹底に関して)

4 その他

5 閉会

(配付資料)

・事故概要

～事故発生から処置、その後の対応等について

・事故の原因と分析

～計画づくりや指導、準備、実施方法などから原因を考え、教育委員会における
分析のまとめ

・今後の運営について

～活動方針、事故防止策、事業に対する教育委員会での体制づくり

I 「ともだちクラブ」における火傷事故の概要

～事故発生から処置、その後の対応等について～

- 1 発生日時＝平成28年7月19日（火）午後1時30分頃
- 2 発生場所＝留守家庭児童会施設「ともだちクラブ」内
- 3 受傷児童＝大山崎小学校4年生 女子児童
- 4 発生状況＝8月5・6・7日実施予定の「親子合宿」（保護者会主催事業）に向けた取組みとして、施設内でカレー作りを練習していたところ、その調理実習中に、簡易ガスコンロの火が女子児童の衣服に燃え移ったもの
- 5 現場での対応＝指導員がすぐに気づき、水道水を用いて衣服に移った火を消し、服を脱がせたところ、右わき腹に火傷を負っていることから119番通報をし、京都第一赤十字病院に救急搬送された。（指導員1名が同乗）
- 6 病院での処置内容＝患部を冷やした後、軟膏を塗布のうえ、ガーゼ等で覆う処置を受けた。右わき腹から背中にかけて、患部の大きさは、中心部は子どものこぶし大ほどで、その周囲約20センチ、全身面積の約3%に当たる火傷。病院へ母親が迎えに行き、医師から説明を受けた後、本人とともに帰宅。
翌7月20日（水）に済生会京都府病院で受診。患部を消毒、軟膏塗布、ガーゼ交換の処置を行い、医師等の判断により1週間程度の予定で入院し、処置を継続。
[7月29日（金）に退院]
- 7 他の保護者への対応＝事故内容を報告・共有するために、事故当日の児童の帰宅時間までに全保護者あての事故内容等を記載したプリントを作成のうえ、持ち帰らせた。
- 8 事故当日の保育状況
 - (1) 指導員 3名（嘱託員2名、臨時職員1名）
 - (2) 登所児童 29名（入会児童数31名）
 - (3) 開所時間 午前11時～午後6時
- 9 注意指示＝事故当日の午後6時30分に3クラブの指導員を教育委員会に集合させ、教育長及び教育次長から、今回の事故原因を十分に調査し、その結果を踏まえた再発防止策を整理し、報告するとともに、今後、一層安全な保育に当たるよう指示。
- 10 保護者宅を訪問＝事故当日午後7時に当該女子児童宅を教育長、教育次長、指導員の3名が訪問し、お詫びをしたところ、保護者（ご両親）から労いの言葉を受けた。

- 11 新聞取材＝京都新聞、共同通信社、読売新聞の3社から取材があった。(京都新聞のみ記事掲載あり：7月20日朝刊)
- 12 保護者会役員会での報告＝7月21日(木)午後7時30分からの保護者会役員会に生涯学習課長、担当リーダーが出席し、事故概要を報告。事故原因は調査中であり、その結果を踏まえて再発防止に努める旨を説明。
- 13 入所児童への聴き取り＝7月21日(木)、22日(金)、25日(月)に受傷児童以外の入所児童に対して、指導員立会のもと、社会教育指導員が「心のケア」の要否を確認のため聴き取りを行う。(別紙「聞き取り用紙」による。)深刻な影響を受けている児童は見受けられなかったが、近くに居合わせた等の一部児童については、保護者の方に家庭でも様子を見ていただくよう連絡。
- 14 関係職員への注意＝7月21日(木)に管理・監督責任として教育次長及び生涯学習課長に対して、教育長から厳重注意及び口頭注意。受傷児童の退院を確認後、8月1日(月)に事故の重大性の再認識及び再発防止の徹底を図るため、教育長から、改めて担当指導員に事故の状況及び現状認識を確認したうえで注意・指導。

聞き取り用紙

大山崎町教育委員会 生涯学習課

実施日			月	日 ()	時	分～	時	分
場所								
対象者名 ()年 男・女				対応者			記録者	
なかよし・ともだち・でっかい クラブ								
<p>約束ごと ここでの話はここの3人と教育委員会（秘密を守る人）以外には話をしません。 この話を他の人にするときは、あなたの了解を得ます。</p>								
聞き取り内容								
① 今回の事で感じたこと								
② 今回の事を、友達と話していること								
③ 今回の事をお家で話していること								
④ 今回の事で、困っていること、知っておいてほしいこと								
⑤ その他								



Ⅱ 「ともだちクラブ」における火傷事故の原因と分析

～計画づくりや指導、準備、実施方法などから原因を考え、

教育委員会における分析のまとめ～

1. これまでの実施状況

保育の実施については、日時、場所、行程、準備物、体制が一覧表により明記された実施計画書を作成していたが、行事を円滑に実施することに主たる視点が置かれ、具体的な実施方法、指導員の役割、児童の動線、器具・備品等の配置・取扱いまでは明記されておらず、それらを補足する見取り図等の図示されたものがなかったため、事故等の不測の事態を想定し、未然に防止するチェックを十分に行える内容のものではなかった。

また、今回、事故が起こった取組は、例年、行っている恒例行事であり、これまで重大な事故も起きていなかったことから、上席者のチェックが不十分であったことも否めないところである。

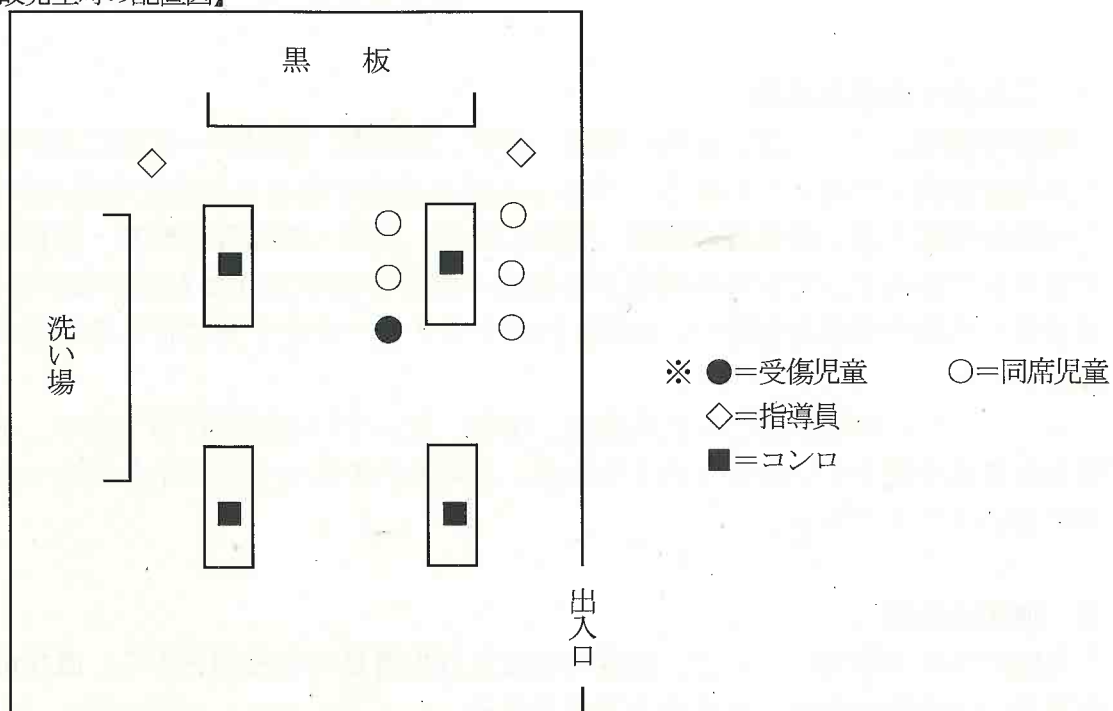
2 原因の分析

今回の事故の原因について、現場の状況及び指導員の事故報告から、直接的に以下の事項が複合的に作用したものと考えられる。

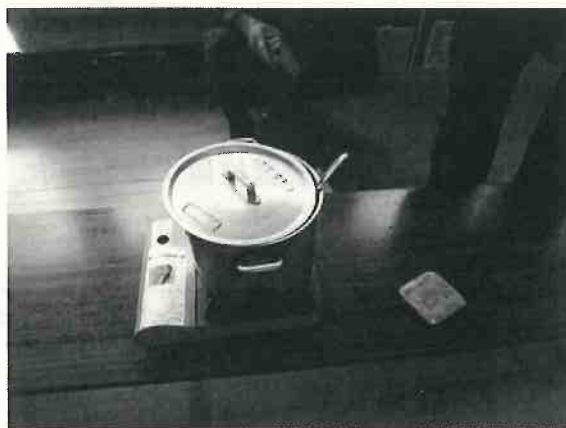
	状 況	原 因 の 分 析
①	指導員ごとの安全管理の責任範囲が不明確であり、緊急時の救急対応、処置対応、役場・保護者への連絡等の役割分担が事前にできていなかった。	指導員の役割分担（平時・緊急時）が構築されていなかったこと。
②	児童が立ち上がった腰丈よりも低い位置にコンロが配置してあり、衣服に引火しやすい高さであった。	コンロの配置位置が低かった（座卓の高さ）こと。
③	衛生面はもとより、引火しにくい生地で作られているエプロン・三角巾を着用していなかった。	エプロン等を着用していなかったこと。
④	指導員2名が管理できる数を超えるコンロ（4個）を配置していたため、同時に全てに目が届く状態ではなかった。	指導員の人数に対するコンロの配置数が多かったこと。
⑤	衣服に引火した時に、とっさにコップの水をかけたが、消火しきれなかったため、水道蛇口のあるところまで連れて行かないと消火できなかった。	消火の備えが十分でなかったこと。
⑥	座卓4台を置き、その周りに児童を座らせ、各座卓にコンロを1個ずつ配置して具材の入った鍋を加熱していた。	児童と火気との間に適切な距離（空間）を保っていなかったこと。

3 事故現場の状況 (参考)

【事故発生時の配置図】



【事故が発生したコンロ】



(鍋・ボンベを外した状態)

Ⅲ 今後の運営について

～活動方針、事故防止策、事業に対する教育委員会での体制づくり～

1 活動方針

(1) 目的

本町が定める「大山崎町留守家庭児童会運営指針」では、留守家庭児童会事業は、放課後児童健全育成事業として、児童の安心、安全な居場所づくりと、家庭に代わる生活の場を提供し、主に遊びを通して児童の健全な育成を図ることを目的とする旨を規定しており、引き続き、この目的に沿った活動を行うものとする。

(2) 指導員

指導員は、「大山崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）」及び「大山崎町留守家庭児童会育成事業運営要綱」に基づき、保育士資格もしくは教員免許（幼稚園教諭免許を含む。）のいずれかを有する者、又は2年以上にわたって児童福祉関係施設若しくは本町留守家庭児童会事業において指導員として従事した者として、なかよしクラブに4名、ともだちクラブに2名、でっかいクラブに4名の嘱託員を配置し、支援を必要とする児童その他受入れ児童数の状況に応じて臨時職員を加えて配置する。

また、文化活動・体育・レクリエーション活動・学習活動を通じて教育的配慮をもって生活指導に努めるものとし、上記目的の達成に向けて次の活動を行うものとする。

- ① 児童の出欠確認をはじめとした安全確保や日常的な健康管理及び情緒の安定を図る。
- ② 遊びを通して児童の自主性、社会性及び創造性を培う。
- ③ 児童が宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整える。
- ④ 基本的な生活習慣の確立に向けての援助、自立に向けた手助けを行うとともにその力を身に付けさせる。
- ⑤ 活動の状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行う。
- ⑥ 学校と日常的な連携、情報交換等を行う。
- ⑦ 児童虐待の早期発見に努め、適切に対応する。
- ⑧ 指導員間の連携に向けた連絡会議の開催に努め、総括的な児童の状況把握に努める。
- ⑨ 児童が安全・快適に過ごせるよう、適切な施設管理に努める。
- ⑩ あらかじめ作成する年間計画等に基づいた円滑な保育等の実施に努める。
- ⑪ その他放課後における児童の健全育成上必要な活動を行う。

(3) 危機管理対策

留守家庭児童会事業の運営に当たり、児童の安全を確保するため次のとおり対応することとし、詳細については「放課後児童クラブ安全マニュアル集」に基づき対応するものとする。

① 事故やケガの対応

ア 児童の安全を守るため、危険防止に向けた対応及び事故やケガが発生した時の対応を速やかに行う。

イ 事故やケガが発生した場合、速やかに保護者に連絡を取り、内容を的確に伝え、医療機関と連携して適切な処置を行う。

② 防災・防犯対策

ア 災害・緊急時の児童の避難、誘導、安全確保、通報等の緊急対応は迅速に行う。

イ 消防署・警察署等との連携を図る。

ウ 不審者情報等については、各クラブへの連絡を速やかに行う。

(4) 保護者との連携

留守家庭児童会事業の運営に当たり、保護者への支援、連携を次のとおり行うものとする。

① 保護者に児童の様子、活動内容その他必要な情報提供を行う。

② 定期的に保護者との懇談会を開催する。

(5) 関係機関・地域との連携

① 児童の生活の連続性の確保、緊急時の対応や施設の活用に当たり、学校との連携を図る。

② 児童の発達の連続性への配慮や地域での生活の観点から、保育所・幼稚園等と連携し、情報の共有を図るとともに近隣の住民との関係作りに努める。

(6) 保育・行事の実施

今回の事故にかかる調理実習は、後日予定されていた保護者会主催事業である親子合宿に向けた事前練習として実施したものであるが、その一方でレクリエーション活動を通じて児童の自主性、社会性及び創造性を培うという側面も持ち合わせた保育・行事として取り組んだものである。

今後は、実施内容を精査し、町教育委員会が運営する事業としての妥当性を確認するとともに、児童の発達段階を考慮したうえで安全が十分に確保されていることを前提として、保育・行事を計画することとする。

また、保育・行事の内容、安全管理体制その他実施に関する事項を明文化してマニュアルとして整備し、それを継承していくことにより、実施方法の改善、事故の未然防止を図ることとする。

2 事故防止策

(1) 火傷事故の原因と防止策

今回の火傷事故の直接的な原因とその防止策について、児童が火傷につながるような危険にさらされないようにという視点で整理したうえで、調理実習等の火気を取り扱う場合は、以下の防止策を厳守することとする。

	原因	⇒	防止策
①	指導員の役割分担（平時・緊急時）が構築されていないなかったこと。	→	事前に役割分担をする。 （平時）指導員ごとに安全管理の責任範囲を明確にする。 （緊急時）救急対応、処置対応、役場・保護者への連絡等の役割分担をする。
②	コンロの配置位置が低かった（座卓の高さ）こと。	→	児童の居場所と火気を取り扱う場所を分離する。
③	エプロン等を着用していなかったこと。		
④	指導員の人数に対するコンロの数が多かったこと。		
⑤	消火の備えが十分でなかったこと。		
⑥	児童と火気との間に適切な距離（空間）を保っていなかったこと。		

(2) 通常保育と異なる環境下での保育・行事の事故防止策

上記（1）「火傷事故の原因と防止策」では、今回の火傷事故に焦点を絞った検証及び整理を行ったが、通常保育と異なる環境下での何らかの危険が想定されるあらゆる保育・行事についても共通の課題があると考えられる。

そこで、通常保育と異なる環境下での何らかの危険が想定されるあらゆる保育・行事について、実施前及び実施後において、所定の様式を定め、実施計画書及び実施報告書を作成し、複数の職員による確認、決裁を経ることで事故等の未然防止を図ることとする。

① 実施前

次の事項が明確に把握できる実施計画書を作成したうえで、慎重にチェックを行うこととし、これまで恒例行事として実施してきたものであっても、今後は実施前にその安全性を改めて精査する。

ア タイムスケジュール

イ 指導員の配置・役割

- ウ 予想される危険とそれに対する安全対策
- エ 実施場所の配置図・見取り図
- オ 行事を中止する判断基準
- カ 指導員の準備物・児童の持ち物の一覧
- キ 学校との連携・事前の情報共有

② 実施後

実施したすべての保育・行事について、次の事項を明記した報告書（復命）により事後の検証を行い、次回以降の安全確保策の更なる向上につなげる。

- ア 保育・行事の実施日時・場所
- イ 出席した指導員名
- ウ 参加児童の人数
- エ 計画どおりに行事を実施できたか
- オ 計画段階で想定できなかった危険がなかったか
- カ 上記エ、オについて課題があれば、その原因分析と次回に向けた改善策

3 事業に対する教育委員会での体制づくり

それぞれの個別の保育・行事にかかる共通の課題のほか、指導員をはじめとする教育委員会の運営体制についても、チェック機能がより効果的に働く体制への見直しが必要と認識しており、現在、検討しているところである。

(例)

- 各クラブに指導員の長及び副長を配置
- 生涯学習課内に各クラブの指導員を統括する職員を配置

